

○久喜市公共施設予約サービス利用者登録等に関する規則

平成22年3月23日

規則第168号

改正 平成23年3月31日規則第14号

平成23年7月21日規則第29号

平成23年12月8日規則第37号

平成24年9月27日規則第45号

平成25年7月8日規則第36号

平成26年3月12日規則第3号

平成29年3月2日規則第6号

令和5年2月15日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市における公共施設予約サービスの利用者登録等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設予約サービス 公共施設予約システム及び端末機により構成されるサービス体系をいう。
- (2) 公共施設予約システム 与えられた一連の処理手順に従って、施設の情報提供、施設の利用等に係る事務を電子計算機により自動的に処理するシステム体系をいう。
- (3) 施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設で、市長が指定したものをいう。
- (4) 利用者登録 公共施設予約システムの利用者であることを認識できる情報を利用者登録管理台帳に記録することをいう。

(5) 端末機 公共施設予約システムと直接又は通信回線によって接続され、データの入出力の機能を有する携帯電話、電子計算機及び利用者端末をいう。

(利用者登録資格)

第3条 公共施設予約サービスの利用者登録を行うことができるものは、満16歳以上で、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内の学校等に在学する者
- (3) 市内の事業所等に在勤する者
- (4) 前3号の規定による資格を有する者を過半数含む5人以上の団体
- (5) 加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町又は杉戸町に居住する者及びそれらの者で構成する5人以上の団体

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる施設を利用する満16歳以上の者は、利用者登録を行うことができる。

(利用者登録申請)

第4条 利用者登録をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、公共施設予約サービス利用者登録書（様式第1号又は様式第2号）に必要事項を記載し、個人番号カード、運転免許証、学生証、旅券等登録しようとするものの本人が証明できるものを添えて、市長（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に施設の管理に関する業務を行わせる場合は、指定管理者。次条及び第11条から第14条までにおいて同じ。）に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が病気その他やむを得ない事由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。

(利用者登録)

第5条 市長は、前条の申請を受けた場合は、申請者が本人であること及び申請が本人の意思に基づくものであることを確認後、利用者登録を適格と認めたと

きは、利用者登録管理台帳に登録し、公共施設予約システムから出力される利用者登録が完了したことが確認できる書面を申請者に交付しなければならない。

2 市長は、公共施設予約サービスの対象となる施設に係る条例、規則等の規定により利用者登録を認めることができない申請者に対して登録を拒むことができる。

3 市長は、利用者登録について、重複して登録された申請が発見された場合は、最初の登録を削除することができる。

(暗証番号の登録)

第6条 利用者登録を済ませたもの(以下「利用登録者」という。)は、施設の利用申請をするときまでに、電話を除く端末機の案内に従い、6けたの算用数字からなる暗証番号を登録しなければならない。

(施設の利用申請手続等)

第7条 利用登録者が、施設の利用申請をしようとするときは、端末機の案内に従い行うことができる。

(利用者の決定方法)

第8条 別表第2に掲げる施設の利用者の決定は、利用申請の順序により行うものとする。ただし、別表第3に掲げる施設にあつては、抽選により利用者の決定を行うことができる。

2 前項の規定による抽選は、利用しようとする日の属する月の4月前の2日から10日までの期間(当該4月前が1月の場合は、6日から10日までの期間)に利用申請を受け付け、利用申請が重複したときに抽選を行い、当該抽選に当選した者は、同月の12日から19日までの期間に前条の利用申請を行うものとする。

3 第1項の規定により利用者を決定したときは、速やかにその結果を公共施設予約システムにより公表するものとする。

(利用者登録の有効期間)

第9条 利用者登録の有効期間は、利用者登録管理台帳に登録した日から3年間とする。ただし、有効期間内に公共施設予約サービスの利用があり、かつ、利用申請の取消しに当たり無断取消しが行われていない場合には、引き続き有効期間を3年間延長するものとする。

(暗証番号の管理)

第10条 利用登録者は、登録した暗証番号を他人又は他の団体に漏らしてはならない。

(登録事項の変更)

第11条 利用登録者は、登録の内容に変更があったときは、遅滞なく様式第1号又は様式第2号により市長に届け出なければならない。

(登録廃止の届出)

第12条 利用登録者は、登録を廃止しようとするときは、様式第1号又は様式第2号により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第13条 市長は、利用登録者が、次の各号のいずれかに該当するときは、公共施設予約サービスの利用を一時停止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による廃止届の提出があったとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の内容による申請があったとき。
- (4) 公共施設予約サービスの対象となる施設に関する条例、規則等の規定に違反したとき。
- (5) 利用した施設の使用料を納付しないとき。
- (6) 利用登録者が死亡したとき又は登録された団体が解散したとき。
- (7) 重複して登録された申請があったとき。
- (8) その他市長が登録者として不適格と認めたとき。

(質問調査)

第14条 市長は、利用者登録等について必要な範囲において、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の久喜市公共施設予約サービス利用者登録等に関する規則（平成11年久喜市規則第5号。以下「合併前の久喜市規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の久喜市規則の規定により交付された公共施設予約サービス利用者登録カードは、この規則の相当規定により交付された公共施設予約サービス利用者登録カードとみなす。

4 当分の間、合併前の鷺宮町の区域における公共施設予約システム（以下「合併前の鷺宮町システム」という。）の管理及び運営については、合併前の鷺宮町公共施設予約案内システム要綱（平成19年鷺宮町告示第40号。以下「合併前の鷺宮町要綱」という。）の例による。

5 前項に規定する場合にあっては、施行日の前日までに、合併前の鷺宮町要綱の規定により交付された利用者登録済証は、施行日以降も、合併前の鷺宮町システムの利用に限り使用することができる。

附 則（平成23年3月31日規則第14号）

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の久喜市公共施設予約サービス利用者登録等に関する規則の規定は、平成23年12月1日以後の利用に係る手続から適用し、同日前の利用に係る手続については、なお従前の例による。

(久喜市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

- 3 久喜市コミュニティセンター条例施行規則（平成22年久喜市規則第185号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(久喜市都市公園条例施行規則の一部改正)

- 4 久喜市都市公園条例施行規則（平成22年久喜市規則第213号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成23年7月21日規則第29号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月8日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年9月27日規則第45号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年7月8日規則第36号）

この規則は、平成25年7月11日から施行する。

附 則（平成26年3月12日規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行し、別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は、平成26年9月1日以後に行う施設の利用者の決定から適用する。

附 則（平成29年3月2日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月15日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「久喜市花と香りのふれあいセンター 久喜市農業者トレーニングセンター」を「久喜市花と香りのふれあいセンター」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の久喜市公共施設予約サービス利用者登録等に関する規則の規定によりなされた久喜市中央公民館、久喜市青葉公民館、久喜市西公民館、久喜市東公民館、久喜市森下公民館、久喜市栗橋公民館及び久喜市鷺宮公民館の利用申請又は利用者の決定で同日以後の利用に係るものについては、それぞれ改正後の久喜市公共施設予約サービス利用者登録等に関する規則の規定によりなされた久喜市久喜中央コミュニティセンター、久喜市青葉コミュニティセンター、久喜市清久コミュニティセンター、久喜市久喜東コミュニティセンター、久喜市森下コミュニティセンター、久喜市栗橋中央コミュニティセンター及び久喜市鷺宮中央コミュニティセンターの利用申請又は利用者の決定とみなす。

別表第1（第3条関係）

菖蒲温水プール 鷺宮温水プール 鷺宮体育センター 鷺宮運動広場 南栗橋スポーツ広場 久喜市栗橋B&G海洋センター 久喜総合文化会館 久喜市菖蒲文化会館 久喜市栗橋文化会館 久喜市花と香りのふれあいセンター 久喜市久喜中央コミュニティセンター 久喜市青葉コミュニティセンター 久喜市清久コミュニティセンター 久喜市久喜東コミュニティセンター 久喜市菖蒲コミュニティセンター 久喜市森下コミュニティセンター 久喜市栗橋中央コミ

ユニティセンター 久喜市栗橋コミュニティセンター 久喜市鷺宮中央コミュニティセンター 久喜市鷺宮東コミュニティセンター 久喜市鷺宮西コミュニティセンター 都市公園の有料公園施設等（プールを除く。） 第1体育館（トレーニング室を除く。） 第2体育館

別表第2（第8条関係）

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館 菖蒲温水プール 鷺宮体育センター 鷺宮運動広場 南栗橋スポーツ広場 緑1丁目テニス場 久喜市栗橋B&G海洋センター ふれあいセンター久喜 久喜市農村センター 久喜市花と香りのふれあいセンター 久喜市勤労福祉センター 久喜市労働会館（あやめ会館） 久喜総合文化会館 久喜市菖蒲文化会館 久喜市栗橋文化会館 久喜市久喜中央コミュニティセンター 久喜市青葉コミュニティセンター 久喜市清久コミュニティセンター 久喜市久喜東コミュニティセンター 久喜市菖蒲コミュニティセンター 久喜市森下コミュニティセンター 久喜市栗橋中央コミュニティセンター 久喜市鷺宮中央コミュニティセンター 久喜市鷺宮東コミュニティセンター 久喜市鷺宮西コミュニティセンター 久喜市立地域交流センター 久喜市東町集会所 久喜市太田集会所 久喜市本町集会所 久喜市栗原記念会館 久喜市花みずき会館 都市公園の有料公園施設等（プールを除く。） 第1体育館（トレーニング室を除く。） 第2体育館

別表第3（第8条関係）

菖蒲温水プール 鷺宮体育センター 鷺宮運動広場 南栗橋スポーツ広場 緑1丁目テニス場 久喜市栗橋B&G海洋センター 久喜市久喜中央コミュニティセンター 久喜市青葉コミュニティセンター 久喜市清久コミュニティセンター 久喜市久喜東コミュニティセンター 久喜市菖蒲コミュニティセンター 久喜市森下コミュニティセンター 久喜市栗橋中央コミュニティセンター 久

喜市栗橋コミュニティセンター 久喜市鷲宮中央コミュニティセンター 久喜市鷲宮東コミュニティセンター 久喜市鷲宮西コミュニティセンター 都市公園の有料公園施設等（プールを除く。） 第1体育館（トレーニング室を除く。）
第2体育館

様式第1号(第4条、第11条、第12条関係)

公共施設予約サービス利用者登録書(個人用)

久喜市長 あて
(指定管理者)

次のとおり久喜市公共施設予約サービスの利用について申請(届出)します。

申請(届出)日	年 月 日		
申請区分	1 新規申請 2 変更届出 3 廃止届出		
フリガナ			
氏名			
住所	(〒)		
		1 市内在住 2 市内在勤 3 市内在学 4 その他	
電話番号	() -	FAX番号	() -
連絡先	() -	FAX番号	() -
勤務先名称			
在学先名称			
利用目的			

【御注意】

上記の太枠内に必要事項を御記入ください。

【事務処理欄】

登録区分	市内	ふれあい	広域	広域外	その他
------	----	------	----	-----	-----

利用者区分	高齢者	障がい者	女性	ボランティア	青少年	高校生以下	その他
-------	-----	------	----	--------	-----	-------	-----

登録者番号							
受付	年	月	日				
入力	年	月	日				

様式第2号(第4条、第11条、第12条関係)

公共施設予約サービス利用者登録書(団体用)

久喜市長 あて
(指定管理者)

次のとおり久喜市公共施設予約サービスの利用について申請(届出)します。

申請(届出)日	年 月 日	
申請区分	1 新規申請 2 変更届出 3 廃止届出	
フリガナ		
団体名		
フリガナ		
代表者名		
住所 (団体所在地 又は代表者 住所)	〒 () - ()	
電話番号	() - ()	FAX番号 () - ()
フリガナ		
利用責任者名		
電話番号	() - ()	FAX番号 () - ()
団体構成	計 () 人 市内在住()人・在勤()人・在学()人・その他()人	
利用目的		

【御注意】

- 1 上記の太枠内に必要事項を御記入ください。
- 2 一定の目的を有するグループが団体登録する場合、団体構成員の名簿を提出してください。

【事務処理欄】

登録区分	市内	ふれあい	広域	広域外	その他
------	----	------	----	-----	-----

利用 団体区分	高齢者団体	障がい者 団体	女性団体	ボランティア 団体	青少年 団体	高校生以下 の団体	その他
------------	-------	------------	------	--------------	-----------	--------------	-----

登録者番号							
受付	年 月 日						
入力	年 月 日						